

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

生活保護行政につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき、別添のとおり厚生労働省・国土交通省告示第1号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

このような状況を踏まえ、別途「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成15年7月31日社援発第0731007号）等が発出されたところですが、併せて別添のとおり別冊問答を新設いたしましたので送付いたします。

敬具

平成15年7月31日

厚生労働省社会・援護局
保護課 保護係長

都道府県
各 指定都市 生活保護担当係長 殿
中核市



(別添)

(問) [居宅生活ができると認められる場合の判断の視点]
局長通知第6の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断の視点を示されたい。

(答) 以下のような点について判断することとなると考えるが、これは
判断の視点であって、以下の全ての点を満たすことを要件に居宅生
活ができると判断すべきものではないので留意すること。
なお、当該視点については、施設退所時等においても同様に判断
の視点となるものである。

1 面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生
活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等

2 基本的な項目

(1) 金銭管理

ア 計画的な金銭の消費ができるか

(2) 健康管理

ア 病気に対し、きちんと療養することができるか

イ 服薬管理ができるか

ウ 規則正しい生活を送る習慣が身についているか

エ 栄養バランスを考慮した食事を採ることができるか

オ 病気療養のために断酒することができるか

(3) 家事、家庭管理

ア 食事の支度ができるか

イ 部屋を掃除、整理整頓ができるか

ウ 洗濯ができるか

(4) 安全管理

ア 火の元の管理ができるか

イ 戸締まりができるか

(5) 身だしなみ

ア 外出時等きちんとした身なりをしているか

イ 定期的に入浴する習慣が身についているか

(6) 対人関係

ア 人とのコミュニケーションが図れるか

イ 人に迷惑をかける行為をすることがないか